

道路位置指定の申請について

1. 申請書類の提出

- ① 申請書は、正1通・副1通とし、A4版で左綴じとすること。指定後には副本を申請者に交付します。
- ② 正本に添付する指定図面は、別に原図A2版（白焼き）を袋に入れ添付すること。

2. 申請書の記載要領

- ① 申請者欄に住所・氏名を記載する。申請代理人を選任しない場合は、申請代理人の記載欄に、連絡先の担当者と電話番号を記入すること。
- ② 位置欄に位置指定により道路として利用する土地について、その全部を記載すること。
 - (1) 地番・地目等
 - ・土地登記簿謄本に記載されたそのままを記入し、面積欄には公簿面積及び実測面積を（ ）に記入すること。
 - ・面積は㎡単位で、小数点以下2位まで記入すること。
- ③ 道路欄
 - (1) 道路番号
 - ・番号は1号、2号・・・とし、道路が屈折したり幅員が変化することに個々に番号をつけ、図面の番号と一致させること。
 - (2) 道路幅員及び延長
 - ・個々の道路について延長をm単位で記入し、小数点以下2位まで記入すること。
 - (3) 道路面積
 - ・個々の幅員に延長を乗じたもの及びすみ切り部分を㎡単位で記入すること。
 - (4) 道路方向
 - ・道路の方向は、起点より終点方向へ常にN（北）よりE（東）・S（南）又はW（西）・S（南）の方向へ180°未満で記載すること。

3. 道路位置指定図（作成要領に従い以下の内容を記入すること。）

- ① 付近見取図（図面に記入）
 - ・最寄の停留所、駅からの距離・学校・商店等目標となる建物をなるべく詳細に記入すること。（市販の地図を写すなどして正確に書くこと。）
- ② 道路平面図（指定測量図）
 - ・縮尺、方位、地番・地番境界を記入。
 - ・申請地内に都市施設があればその名称及び区域界等を記入。

- 土地の所有者及びその土地にある建築物若しくは工作物について権利を有する者の氏名を記入。
- 土地内にある建築物及び工作物、道路及び水路の位置を記入。
- 指定道路の位置（朱書き）、方向・延長・幅員及びすみ切り等を記入。
- 土地に高低差がある場合はその断面、その地形状特記すべき事項を記入。
- 接続道路には、種類・名称及び幅員等を記入。
- 標識の設置位置を記入。

③ 道路横断図（図面に記入）

④ 排水施設構造図（図面に記入）

⑤ 地籍図（図面に記入）

- 申請地を斜線で図示すること。また、水路・里道は色分けして区分すること。

⑥ 作成者の氏名、作成年月日等必要事項を記入すること。

4. その他

① 実測図については、作成者の氏名・作成年月日等必要な事項を記入すること。

② その他池田市が必要とする図面・書類